

第51号議案

島根県港湾施設条例の一部を改正する条例

島根県港湾施設条例（昭和39年島根県条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

移動式荷役機械	クレーン		1時間につき	11,650円	12,582円
	フォークリフト			5,000円	5,400円

」

を

「

移動式荷役機械	クレーン		1時間につき	11,650円	12,582円
	フォークリフト			5,000円	5,400円
計量器			計量1回につき	322円	347円

」

に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。